

第3回 村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会 議事録（概要）

会議名	第3回 村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会
日時	平成28年4月8日（金）13：30～15：50
会場	村上市教育情報センター会議室A・B（2階）
出席者	<p>【委員】 西村委員長、岡崎副委員長、佐藤委員、大竹委員、山貝委員、須貝委員、益田委員、山口委員、会田委員、大嶋委員、忠委員、板垣委員、高橋委員、水澤委員、桑原委員、井上委員 ※欠席 大場委員、川上委員</p> <p>【オブザーバー】 国土交通省北陸地方整備局建政部：大関都市調整官、他2名</p> <p>【事務局】 都市計画課：東海林課長、本間参事、板垣副参事、中村副参事、田中主査、大田主査 生涯学習課：田嶋課長、富樫課長補佐、竹内係長 エヌシーイー：岩渕、木野勢</p>
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 挨拶 3. 確認・報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2回策定委員会の議事内容について 4. 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 維持向上すべき歴史的風致の決定について (2) 重点区域の決定について (3) 歴史的風致維持向上のための事業の決定について (4) 歴史的風致形成建造物の候補の決定について 5. その他 6. 閉 会
議事概要	
<p>■確認・報告(1)の事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見なし <p>■議事(1)の事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回策定委員会では提示され、修正案では歴史的風致から除外された小俣、海老江、猿沢は景観計画では重点地区になっている。これらの地区についても、コラム等で計画書に記載してはどうか。（岡崎副委員長） →歴史的風致維持向上計画は景観計画とかなりリンクしている計画であることから、歴史的風致として取り上げていない景観計画の重点地区である山北の小俣、朝日の猿沢、荒川の海老江の3地区については計画書に必ず掲載する。（事務局） ・建造物ではないが瀬波海岸には新潟砂丘の松林があり、この松林も歴史的なものであることから、コラム等で掲載することは可能か。（山口委員） →瀬波地区に関連する箇所として瀬波温泉についてのコラムでの掲載を予定している。この松林についても、瀬波温泉と含めて掲載したい。また、瀬波地区内の祭礼に関する歴史的風致の中では八丁松原についても計画書内に掲載する予定である。（事務局） ・平林集落の平林城跡や千眼寺保呂羽堂についても、コラム等で対応するとのことだが、写真なども含めて掲載するべきである。（須貝委員） →コラムや文化財の説明をするときには必ず写真を掲載する。（事務局） ・市内の維持向上すべき歴史的風致については、修正案のとおりで良いか。（西村委員長） →承認。（委員一同） <p>■議事(2)の事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上計画における重点区域の指定あたって、この区域内には国の指定文化財等が立地していることが条件となり、国の指定文化財が無い箇所は、残念ながら重点区域に指定することができない。 	

市内には、村上城跡、若林家住宅、浄念寺本堂、平林城跡の4箇所が対象となるが、この内の3箇所が村上地区に集中していることから、当面はこの地区を重点区域とする案である。

今後は、この重点区域を核として歴史まちづくりを推進し、周辺地域にも文化財や伝建地区を増やす目標にもなり、そのような状況になれば区域を追加指定する流れとなるが、今回の計画書策定における重点区域はこの区域で良いか。(西村委員長)

→承認。(委員一同)

■議事(3)の事項について

・計画の期間は平成37年度までの10年間であるが、事業の実施期間が全て平成33年度となっている。事業実施期間について、5年で区切っている理由はなぜか。(岡崎副委員長)

→事業実施期間を平成33年度に設定しているのは、村上市の最上位計画である総合計画と整合を図るためである。しかしながら、今回策定している歴史まちづくり計画については、次期の総合計画にも反映をしていきたいことから状況に応じて事業実施期間を延伸したいと考えている。(事務局)

・国に認定申請をする場合には、事業実施期間は平成33年度までとするのか。(西村委員長)

→事業実施期間については、平成33年度まで申請したいと考えている。ただし、総合計画が変更になった時点で、事業実施期間の変更申請をする予定である。(事務局)

・実施事業の支援事業の欄に市単独事業との記載があるが、国の補助等の支援を受けないのか。(岡崎副委員長)

→市単独事業と書いてある事業は市の予算のみで行う事業である。「歴史的風致形成建造物保存事業」のように「集約促進景観・歴史的風致形成推進事業に移行予定」と書いてある事業については、今後、国に対し補助事業の要望を想定しているが、補助事業の採択が得られていない状況であることから市単独事業としている。(事務局)

・国の補助金をもらわない市単独事業についても実施事業としているが、補助金の有無に関わらず歴史まちづくりを行う上で必要な実施事業であることから計画に掲載するという考え方なのか。(岡崎副委員長)

→その通りである。この計画は、補助事業を受けるための計画というよりは歴史的風致の維持向上のための計画であり歴史的風致に資する事業を提案している。(事務局)

・「景観形成助成金」事業に「歴史的景観保全助成金から移行」と記載されているが、「歴史的景観保全助成金」は市が現在行っている事業であり、この計画策定に伴い「景観形成助成金」に名称を変更する意味なのか。(岡崎副委員長)

→「歴史的景観保全助成金」は、村上城下の旧武家町地区において平成12年度から実施している事業であり、この事業は、景観計画が策定されて以降は、「景観形成助成金」として実施している事業である。なお、「歴史的景観保全助成金」から「景観形成助成金」のように補助事業を移行しているものについては、補助事業の名称が変わる都度、この計画書も随時変更するよう国から指導されていることもあり計画書に掲載する場合には移行前の事業名は掲載しない予定である。(事務局)

・今回の計画策定に伴い新たに導入しようとしている事業はどの事業か。(西村委員長)

→1、7、8、10、12、13、14、20番の事業が、今回の計画を策定に伴う新規事業である。(事務局)

・無電柱化や道路美装化についてはセットで実施するようになると思われるが、市として優先的に実施する箇所は想定しているのか。(西村委員長)

→無電柱化事業と道路美装化事業の実施はセットになると思われる。この計画の策定にあたり、昨年10、11、12月に歴史まちづくりワークショップを3回開催し市民から意見をいただいている。歴史まちづくりの中心としては、旧出羽街道沿いの大町、小町を中心として、浄念寺本堂、若林家住宅、追手門などのエリアを想定している。(事務局)

・重点区域だけでなく市全域を対象とした事業も予定しており、重点区域外の住民にとってはありがたいことだが、予算的な面も含め実施事業が効率的に実施できず歴史まちづくりの効果が発揮できないのではないか。(板垣委員)

→新規事業の他は村上市で既に取り組みを実施している事業であり、事業の選定にあたっては、市の財政部局とも協議、調整を図り概ね10年間で実施可能な事業を提案している。その上で、重点区域を対象に多くの新規事業を導入し、この区域を核として整備を実施しながら、その整備効果を周りに波及させていきたいと考えている。(事務局)

→事業名と実施箇所の羅列だけでは、具体的な事業の内容、分量が理解できない。具体的な事業箇所や内容をイメージしにくいのではないか。(西村委員長)

→第1回策定委員会から歴史的風致を修正した趣旨からすると、建造物とそれに付随した活動を主にした事業を実施することが重要と思われるが、それ以外の事業は実施する必要があるのか。(板垣委員)

→この計画は市全域を対象とした計画であり、重点区域内の歴史的風致のみを維持向上させるものではない

い。重点区域内において多くの新規事業を実施するが、歴史的風致は重点区域外にも存在しており、それらの歴史的風致についても、市の大事な資産であり継続的に維持向上させる必要があることから全市的な事業を提案している。(事務局)

→新規事業として旧出羽街道沿線の大町、小町内の建造物の外観修景事業が、この計画の目玉であると思われることから、この事業の期間と範囲を提示すべきではないか。(岡崎副委員長)

→事業の実施範囲を提示すべきであった。事業実施の範囲は、大町、小町の自治会の範囲と考えていただければわかりやすいと思う。また、計画書に掲載する際には概ねの範囲を入れる予定である。(事務局)

・旧出羽街道沿線の大町、小町内に外観修景事業の導入については、沿線住民に対し市から再三、説明を受けており住民は十分に承知していると思う。一歩進んで、どこから事業を実施するのかが明確になれば、住民も先の予定がわかり何かしようという気持ちにも繋がると思う。(山貝委員)

・町家の外観修景は、国や市の補助金だけでなく建造物所有者の負担が必要である。この負担をテナント等の賃料により早期に回収できると判断し外観修景を実施した事例があることから、このような動き、考え方をこの計画でも推進することで外観修景が促進されると思う。(益田委員)

・商工会の立場からすると、この計画を商売の発展に役立ててもらいたい。村上地域だけでなく、最近では神林地域の塩谷においても国の有形文化財に7件登録され、まちづくりが盛んに行われている。しかしながら、電柱などの立地により歴史的な景観が損なわれていることから、これらの課題を解決する事業を導入することで来訪者が増加し商売にもプラスに繋がると思われることから地域の活性化に繋がる事業を各所で実施すべきである。(須貝委員)

→道路の美化や無電柱化は、この計画の認定を受けなくても一定の条件に合致すれば実施することが可能である。この計画に位置づけすることで事業が実施しやすくなるかもしれないが、地域の歴史まちづくりの機運が醸成され、市の財政が整えば不可能ではない。(岡崎副委員長)

・今回、歴史まちづくりを重点的に行う区域は村上地区だが、塩谷集落にも国の有形文化財など歴史的な建造物が多数現存しており、今後、重要文化財が指定された場合には、重点区域に選定されることもあることから、今回指定する重点区域外の地域にも波及するような取り組みが必要である。(大竹委員)

→塩谷集落については、重要な歴史的建造物が現存しており、今後、重点区域の指定に繋がると思われる。また、重要伝統的建造物群保存地区制度を活用することで、歴史まちづくり法に関係なく事業の導入ができることから、この制度の導入についても検討が必要である。(岡崎副委員長)

→まちづくりを実施する上で重要なことは、重点的に整備する区域を決めてスタートすることであり、この重点的に整備する区域から周辺地域に効果を波及させることである。(西村委員長)

・この計画の策定及び歴史まちづくりを推進するにあたって重要なことは、重点区域の住民にいかに関心されるかである。地域の活性化は、地域住民が一生懸命になってやることであり、まちづくりの内容をわかりやすく説明し、地域住民が理解しつつ、暮らしの中に溶け込むように事業を進めていく必要がある。(山口委員)

■議事(4)の事項について

・城下町村上と言えば、城下町が機能していた明治維新前後までの江戸時代をイメージするが、歴史的風致形成建造物の指定基準が戦前までに建築されたものとされているが、城下町と考えた場合、指定する建造物も江戸時代にこだわる必要はないのか。(佐藤委員)

→歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、各年代にとらわれず歴史的風致の形成に寄与している建造物であることが非常に重要である。それらの建造物の中には、江戸時代の建造物もあれば昭和初期の建造物など様々な建造物があり、今の町並みの中に溶け込んでいる。江戸時代に建築された建造物でなければ歴史的風致形成建造物に指定できないというよりは、指定基準に合致し、かつ、歴史的風致や町並み等に影響を与えるような建造物を候補とするイメージである。(事務局)

・同意が取れていない建造物もあるようだが、今回挙げられているものは県や市の指定文化財や国の登録文化財などであり届け出等の規制は今までと変わらない。むしろ、負担が増えるというよりは歴史的風致形成建造物保存事業等の導入によりプラスの面が増えることから、それらの点も併せて説明し、所有者にアレルギーが起らないように留意する必要がある。(西村委員長)

・旧新潟貯蓄銀行の建物が候補となっていないが、これは所有者の同意が得られていないということか。(大竹委員)

→今回候補として挙げているのは、県又は市の指定文化財及び国登録の文化財である。旧新潟貯蓄銀行村上支店社屋は文化財に指定されていない建造物である。村上まつり等、小町坂のひとつの景観となっている建造物として認識しており、現在、所有者と交渉を行っている状況である。今後、所有者の同意を得ながら、随時、様々な歴史的風致に寄与する建造物を追加していきたいと考えている。(事務局)

・今回の候補だけでなく、数多くの歴史的建造物が保存されることが重要であることから、市として積極的に増やしてほしい。今回の候補は、文化財であることから既に保存対象となっている建造物であるが、

他にも、重要な建造物が数多く現存しており、これらの建造物を保存することがこの計画の趣旨である。
(西村委員長)

- ・歴史的風致形成建造物の指定と併せ、前回、板垣委員からも意見のあった町家の指定文化財化についても、引き続き検討をお願いしたい。(岡崎副委員長)

■その他

- ・次回の策定委員会は最終の策定委員会であり、同日で第1回法定協議会を開催する予定である。(事務局)
- ・歴史的風致維持向上協議会は、計画の策定や変更、進捗状況の監視をしていく役割を担っており、現在、計画策定に携わっていただいている策定委員の皆様全員に協議会委員へ移行を考えていることから承諾をいただきたい。(事務局)

→承認。(委員一同)

- ・次回の委員会は6月中旬から下旬に予定している。日程等については委員長、副委員長と相談し、後日連絡させていただく。(事務局)

以上